

調査基準価格の算定について

この運用は、一般土木工事等とは異なる積算体系を有する工事等における「大仙市建設工事低入札価格調査取扱実施要領」第2条（調査基準価格の算定）について定めたものです。

なお、最低制限価格の運用についても、同様に取扱願います。

1. 土木工事積算基準等による場合

(1) 一般土木工事

間接費等の対象額とならない工場製作物等がある場合は、「直接工事費」に含むものとする。

(2) 鋼橋製作架設工事

製作工事の間接労務費は「共通仮設費」に含め、工場管理費は「現場管理費」に含めるものとする。

(3) 機械設備（揚排水ポンプ設備、水門設備、消融雪設備、鋼製付属設備）製作据付工事

ア 製作工事の間接労務費は「共通仮設費」に含め、工場管理費及び設計技術費は「現場管理費」に含めるものとする。

イ 据付工事の据付間接費及び設計技術費は「現場管理費」に含めるものとする。

(4) 電気通信設備工事

ア 機器購入と据付工事を一体に発注する場合は、機器単体費を「直接工事費」に含めるものとする。

イ 据付工事の機器間接費（技術者間接費＋機器管理費）は、「現場管理費」に含めるものとする。

2. 公共建築工事積算基準等による場合

建築工事及び解体工事等に計上される産業廃棄物税は、「直接工事費」に含めるものとする。

3. 上記1及び2以外の方法による場合

修繕工事や解体工事等の場合で、共通費の区分がない工事における直接工事費相当額は、「直接工事費」に含め、諸経費は「一般管理費」に含めるものとする。

4. 工事原価及び一般管理費等に加算する額がある場合について

工事原価及び一般管理費等に加算する額がある場合については、その内容が「請負工事費の構成費目」（直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費）の何れに該当するかを工事毎に判断し適切な費目に含めて算出すること。

5. 異種工事等を一体に発注する場合について

異種工事等を一体に発注する場合は、各工事の「直接工事費」、「共通仮設費」及び「現場管理費」の額をそれぞれ集計して算出すること。